

- 入札説明書に示すとおり
- (5) 入札方法
- ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。）による審査のうち、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(3)記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の見本品（現品）及び価格証明書を熊本県警察本部警務部警務課装備係に提出し、確認を受けたことを証明する書類を入札書の提出期限までに4に記載する場所に提出した者であること。  
なお、見本品（現品）及び価格証明書の提出期間は、平成16年11月17日（水）から平成16年12月3日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時までとする。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096 - 383 - 1111 内線 6349、6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成16年11月17日（水）から平成16年11月30日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成18年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成18年7月1日から平成18年7月31日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096 - 383 - 1111 内線 6348
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び短靴規格書の交付期間及び場所
- ア 交付期間  
平成16年11月17日（水）から平成16年12月3日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所  
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時  
平成16年12月14日(火)午前10時から
- イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)
- (4) 入札書の提出方法  
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成16年12月13日(月)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成16年12月10日(金)までに4に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

訓 令

熊本県訓令第 32 号

本庁各部（局）課（総室・室）  
各地方出先機関

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 16 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令  
日額旅費支給規程（昭和 30 年熊本県訓令第 892 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 職員が、漁業取締船又は漁業試験指導船による航海用務のために旅行した場合
- (2) 別表左欄に掲げる公署に勤務する職員が同表右欄に掲げる区域を旅行した場合。  
ただし、自動車（作業車を含む。）を運転して旅行した場合、公用の交通機関を無料で利用して旅行した場合、条例第 6 条第 5 項に規定する自家用車に同乗して旅行した場合並びに鉄道賃、船賃及び車賃を別途支給されて旅行した場合を除く。

第 3 条を次のように改める。

(額)

第 3 条 前条に規定する旅行の日額旅費の額は、次の各号による。

- (1) 前条第 1 号に規定する旅行にあつては、次の表による額

旅行諸費	食卓料	宿泊設備がない船舶による旅行で宿泊を要する場合
条例第 20 条第 2 項及び熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和 32 年熊本県規則第 52 号）第 8 条第 1 項第 2 号に定める額	800 円	条例別表第 1 に定める宿泊料に左欄に掲げる旅行諸費を加算して得た額

- (2) 前条第 2 号に規定する旅行にあつては、1,400 円

別表第 1 から別表第 6 までを削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 2 条関係）

区 分	区 域
熊本県東京事務所	東京都 特別区全域
熊本県大阪事務所	大阪府 大阪市 堺市 豊中市 吹田市 泉大津市 守口市 八尾市 和泉市 柏原市 門真市 摂津市 高石市 東大阪市 泉北郡忠岡町
	兵庫県 尼崎市
熊本県福岡事務所	福岡県 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 前原市 古賀市 糟屋郡全町